

基本制度ワーキングチーム（第16回）提出資料

平成23年11月24日

東京都三鷹市長 清原 慶子

子ども・子育て新システムに関する意見

子ども・子育て新システムにつきましては、幼保一体化ワーキングチームの一員として発言してまいりましたが、この度、基本制度ワーキングチームにも参画させていただくにあたり、別添「総合的な子育て支援策に関する決議」（本年11月17日決定）並びに倉田・前池田市長が提出されたご意見等を踏まえ、あらためて下記のとおり意見を提出いたします。

記

○検討スケジュールについて

子ども・子育て新システムについては、本年7月の少子化社会対策会議において決定されましたとおり、①国、地方等の負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、②子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、③国における所管の在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、引き続き地方公共団体等と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案を取りまとめさせていただきたいと考えます。

○子ども・子育て包括交付金（仮称）について

子ども・子育て包括交付金については、国の財源確保の見通しがたたず、地方への財源措置も不明確なまま、現物給付と現金給付がともに交付金の交付対象とされていることは問題だと考えます。

子どもに対する手当は、全国一律で支給されるものであり、都市自治体の裁量の余地がありません。他の給付・事業と一体的に財源措置することにより、他の給付・事業のための財源を圧迫することになる恐れがあることから、子ども・子育て包括交付金の対象から除外すべきであると考えます。

そして、現物給付については、都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限用途を弾力化することを担保する交付金とすべきであると考えます。

また、子どもに対する手当制度については、都市自治体や住民に混乱を生じ

ないよう、国と地方の十分な協議を踏まえて恒久化を図るとともに、その費用については、全国一律の現金給付であり、支給に伴う事務費及び人件費、システム改修や住民への周知等に係る費用を含め、全額国庫負担とすべきであると考えます。

○国が定める基準と地方の裁量について

国が設ける基準については、既に法令で担保されているものを除いて、新たなものは「助言」ととどめることとし、具体的な適用は都市自治体に任せるべきであると考えます。また、その他の具体的な制度設計については、十分に地方の意見を聴いた上で行うべきであると考えます。

○指定制における指定や総合施設（仮称）の認可等の主体のあり方等について

実施主体である都市自治体が、責任をもって市民に給付・事業を提供するためには、給付・事業の費用を拠出するだけでは不十分です。

子ども・子育て支援給付（仮称）に係る指定については、給付を行う都市自治体はその主体となり、また、こども園（仮称）の認可については、都市自治体の判断によりその主体となり、必要な調整が可能となるよう制度設計を行うべきであると考えます。

○子ども・子育て支援事業（仮称）について

都市自治体が地域の実情に応じて多様な子育て支援サービスを実施できるよう、子ども・子育て支援事業（仮称）の対象範囲については、既に都市自治体の実施している事業から後退することなく、最大限広くする必要があります。

その際、放課後子ども教室推進事業については、放課後児童健全育成事業と一体的に推進できる体制を整備する必要があると考えます。

○国における所管のあり方について

すべての保育所や幼稚園が総合施設（仮称）に移行するためには、今後、国における所管は一本化すべきであると考えます。

総合的な子育て支援策に関する決議

我々都市自治体は、少子化施策は国と地方の信頼・協力関係の下で着実に推進されるべきものと強く認識し、地域の実情に即した様々な子育て支援策を実施し、懸命の努力を傾注している。

そうした中、国は、本年7月、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システム」の中間とりまとめを決定するとともに、10月には「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」を施行したところである。

しかし、我々が再三主張してきた、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスへの配慮がなされず、地方に必要な裁量及び財源の確保や国と地方の役割分担等については、未だ建設的な議論がなされていないことは誠に遺憾である。

また、先般、厚生労働省が示した「子どもに対する手当制度における費用負担案について」は、これまでの経緯を無視し、国と地方の役割分担等のあり方について何ら示すことなく、地方に裁量の余地がない現金給付に関する地方負担を一方的に拡大しようとするものであり、かつ、地方固有の財源である住民税の増収分等を子どもに対する手当に用途を限定するもので、到底受け入れられるものではない。

よって、国は、今後、子どもに対する手当制度のあり方を含め、総合的な子育て支援策について、「国と地方の協議の場」等において、真に実効ある協議を重ね、国民の理解が得られる形で成案を得るよう、改めて強く要請する。

記

1. 子どもに対する手当制度について

- (1) 子どもに対する手当の費用負担については、全国一律の現金給付であり、支給に伴う事務費及び人件費を含め、全額国庫負担とすべきであること。
また、年少扶養控除等の見直しに伴う地方増収分については、都市自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その用途については、地方の裁量に委ねること。
- (2) 平成24年度からの所得制限導入に伴う所得制限世帯に対する税財政上の措置については、国の負担により実施すること。
- (3) 平成24年度以降の恒久的な制度のあり方については、今後、「国と地方の協議の場」等において十分に協議を行った上で、都市自治体の意見を尊

重し、制度設計を行うこと。

また、新制度へ円滑に移行できるよう、住民への周知やシステム改修等について、国の責任において万全の措置を講じること。

2. 子ども・子育て新システムについて

(1) 子ども・子育て新システムについては、本年7月の少子化社会対策会議決定のとおり、①国、地方等の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、②子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方、③国における所管のあり方、④地域の実情に応じた地方の裁量の仕組みのあり方等の検討課題について、都市自治体等と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案を取りまとめること。

(2) 子どもに対する手当は、全国一律の現金給付であり、都市自治体の裁量の余地がないことから、子ども・子育て包括交付金（仮称）の対象から除外すること。

また、保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）については、都市自治体が地域の実情に応じて責任を果たせるよう、最大限使途を弾力化した交付金とすること。

(3) 国が定める基準については、既に法令で担保されているものを除き、新たなものは「助言」ととどめ、具体的な適用は都市自治体に任せること。

(4) 子ども・子育て支援給付（仮称）に係る指定については、給付を行う都市自治体はその主体となり、また、こども園（仮称）の認可については、都市自治体の判断によりその主体となり、必要な調整が可能となるよう制度設計を行うこと。

(5) すべての保育所や幼稚園が総合施設（仮称）に移行するに当たっては、国における所管は一本化すること。

以上決議する。

平成 23 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会